

第二部夏季部会：安全保障と学術に関する意見取り纏め

日時：2016.08.19

場所：東京大学

1. 資料配付と意見聴取

「安全保障と学術に関する検討委員会」の ①課題別委員会設置提案書、②審議状況メモ（杉田委員長作成）、③論点整理（小森田委員作成）、④委員名簿等の資料を事前に配布し、当日、大政副部長から委員会の簡単な活動状況の説明と大西会長の補足説明の後、長野部長の司会で自由討論を行った。また、後日、メールなどで意見を提出して頂いた。

2. 意見の取り纏め

2部会員からの意見を簡単に整理すると、

① 50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか

- ・50年及び67年声明は、科学者・研究者としての基本指針であり、この基本指針があるにもかかわらず、安全保障技術研究推進制度の存在を容認することを前提に委員会が設置されたこと自体に大きな危惧を抱いている。これまでの声明を尊重して、軍事と学術との接近の危険性等について、慎重に議論を進めることを望む。

- ・50年及び67年決議を再確認（再認識）すべき。これらの学術会議の精神は、現在も何ら変わっていないので、上記決議に対して何かを変更したり補足したりする必要はない。防衛・安全保障は軍事と異なる、という見方もあるが、それらに境界はなく、そのような言葉の言い換えが過去の不幸な結果をもたらしてきた。世界情勢は決議以降変化しているが、平和国家たる日本の学術界は軍事研究を放棄する姿勢を貫くべきであり、防衛省の今回の公募のような政策により、学術会議の理念や考え方を変える必要はない。

② 軍事的利用と民生的利用、及びデュアルユース問題について

- ・軍事研究容認の前提についてを議論せずに、デュアルユースの各論について話し合いを始めると容認を認めるための話し合いとなる。防衛省の研究費で行う研究成果の平時への活用を意味するデュアルユースの考え方は、文部科学省などの他の研究費で行う研究の非常事態への活用としてのデュアルユースとは異なる論旨展開があると思うので、慎重な議論

を望む。

- ・軍事利用が目的のスピンオフとしての民生利用の研究を区別しないで取り組むメンタリティを科学者は持つべきではない。

- ・デュアルユースの考え方は、67年決議に明記されており、そのままでもよい。当時に比べて変わったとすれば、学問の発展によって、従来可能性がなかった分野でも、デュアルユースが懸念されるようになってきたことですが、それは量的な変化で、学術全体が変わったわけではない。日本が「生物兵器禁止条約」や「化学兵器禁止条約」の締約国であり、生物・化学兵器の開発、生産、貯蔵等を放棄しており、いかにして生命科学の研究の悪用・スピンオフを防ぐか、知恵を絞る必要がある。

- ・デュアルユースは、民生か軍事研究かの線引きが困難なので、研究助成を行う財源が、民生に関わる官庁なのか、防衛省なのか、で線引きをしたほうがいいのか。

- ・すでに、以前から学術会議として、科学者は戦争のための研究に加担しないと宣言している。理念としてはこのままで良いのではないかと。しかし、防衛予算であっても、義肢や義手の開発など、傷ついた人のための技術開発などもあり、一概にその目的が戦争のためではない課題募集もあるはずだ。そこで、理念は理念で尊重し、公募課題ごとに、問題がないかどうか、問題があれば指摘するというのではどうか。

③ 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響

- ・応募の際に、公開性・透明性が保たれているといっても、予算にはミッションがあり、将来的に変質していくことを危惧する。

④ 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響

- ・今回の防衛省の研究助成が、一般の研究者の研究を誘導し、ひいては研究を長期的に変質させる危険はないか、それを避けるための規範は何か？予想されない軍事利用と、予想可能な軍事利用といったレベルの差に応じた行動規範を検討する必要はないか。研究者は十分に理解するだけの教育を受けているか。また、広く海外での取り組みを調べ、十分にメリット、デメリットを検討し、日本での行動規範を作るアクションをとるべきではないか。やはり、予算がどこからでているかがその影響を考える上で重要である。十分な議論が尽くされないまま、防衛省の公募研究が始まっていることに危惧を覚える。

- ・生命科学を中心とした研究者は、人の「命」と「生」を守るための研究が基本で、少なくとも生命科学研究と「安全保障技術推進制度」は相

容れない。

- ・ファンディング組織により、事業の性質を判断すべきで、防衛省の事業は、国際的にみても明らかに軍事研究で、これを曖昧にすると、誤謬や偽造の議論に陥りやすくなる。

- ・

⑤ 研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか

- ・私が所属するセンターでは、学術会議での動きを踏まえて、理事長の考えで、各専門からなるワーキング・グループを立ち上げ、枠組み・ガイドライン作りに向けた議論を開始することになった。

- ・学術会議は、50年及び67年決議で軍事研究への協力の拒否を表明しており、これをもとに、各研究機関でも「大学憲章」などのかたちで表出し国際的な学術研究を行っている。このように組織としての軍事研究の抑止が重要である。あわせて、組織としては、個人の学問の自由を担保することも重要である。

- ・学術会議が過去に声明を出した時から時代が変わっているので、以前のような民生と軍事研究の線引きは難しい。国を構成する省庁は必要があって設置されている物であり、特定の省庁を否定するのはおかしい。問題とすべきは運営の問題だと考える。私個人は、個々の課題・事例について審査すべきだと考えているが、所属大学では本制度に対する応募については極めて慎重である。

⑥ その他

- ・現在のような状況になっていることへの、学術会議のとしての主体的なアクションが遅かったと、会員として反省します。

- ・Food SecurityやCyber Securityなど、Security(安全保障)の学術分野は急速に広がっており、狭義の軍事技術のみを安全保障技術と考えるのは、現実離れしている。このため、「安全保障と学術」に関する包括的な調査・議論と提案を行う専門委員会の設置を提案する。

- ・大学、独法等に提案して、まずは本来の科学技術の進展を目指すものであるのなら、防衛省予算ではなく、文科省、経産省、厚労省予算などとするのも一案ではないか。

- ・全国病院長会議においては、防衛医大病院の代表者は陪席として参加しているが、第二部には防衛医大の関係者はいないようである。委員会に、防衛医大や防衛大学の研究者を招聘し、意見を聞いてはどうか。

- ・自衛隊に所属する医師や歯科医師は、研究方法習得や学位取得等のた

め大学において研究を行っている者も多い。今回は予算の問題で新たな議論になっているが、従来からこのような状況があることは理解する必要がある。

以下は、文書提出された意見です。そのまま記載します。

(意見1)

日本学術会議会長 大西隆 殿

同「安全保障と学術に関する検討委員会」委員長 杉田敦 殿

「安全保障と学術に関する検討委員会」に対する意見表明

日本学術会議第23期看護学分科会

2016年8月19日

科学者を代表する政府機関としての日本学術会議において、「安全保障と学術に関する検討委員会」（以下、「委員会」という）が課題別委員会として設置され、防衛省による「安全保障技術研究推進制度」への研究者の対応等について論議が始まっています。看護学分科会は、安全保障技術研究推進制度の存在を容認することを前提に「委員会」が設置されること自体に強い懸念をもち、委員会のあり方について意見を表明します。

日本学術会議は、1950年と1967年の2度にわたり、日本の科学者・研究者は「戦争と軍事を目的とした研究は行わない」旨の声明を発出してきました。科学者・研究者としてのこの基本的指針があるにもかかわらず、この度、日本学術会議が、「近年、軍事と学術とが各方面で接近」し、「軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難」（課題別委員会設置提案書）との認識のもとに、「委員会」が設置されたことに対し、人間の生命に関わる看護学分野として大きな危惧を抱いております。

すでに、2回の「委員会」（第1回6月24日、第2回7月28日）が開催されています。委員会を提案した大西隆・日本学術会議会長の発言として、『戦争を目的とする研究は行わない』とする五〇年の声明は、自衛隊が存在しない時期だった。憲法の解釈、安全保障の仕組みは変わってきた。行動規範や見解が、拡充される必要があるのではないか」（東京新聞6月25日朝刊）、と報道されています。この発言が真実であれば重大なことであると考えます。「委員会」が、国家の安全保障という名の下に防衛省の研究費の増大を招く結果となり、ひいては、防衛省の研究費が既成事実となって、本来軍事とのデュアルユースを前提としない他の研究成果についても徐々にデュアルユースを認めてしまうことにつながることを懸念しています。

看護学分科会は、学術の振興を通して、人間の尊厳や人権を基本とした看護・保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的に活動を行っております。看護学の研究のなかには第二次世界大戦の折に人間の尊厳が著しく歪められた看護職の経験が含まれてお

り、戦争と平和には大きな関心をもっています。看護学分科会では、人々の健やかさや安全、そして希望が守られ、可能性を育めるような生き甲斐のある平和な社会の構築をめざし、「人権保障と学術」という観点から、「戦争と軍事を目的とした研究は行わない」という日本学術会議のこれまでの声明に従い活動を続ける所存です。

「委員会」はすでにスタートしておりますが、看護学分科会としては、先にも述べた理由から、下記の事項を考慮し、慎重に議論を進めて頂くことを強く要望致します。

記

1. 「安全保障」の論議に関しては、「人間の安全保障」、すなわち、「人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれのもつ豊かな可能性を実現するために、ひとりひとりの視点を重視する取組を強化しようという考え方(平成15年版外交青書)」に依拠し、幅広く検討されるべきです。

2. 大西隆・日本学術会議会長は、前述の発言の他、毎日新聞論説『問われる「軍民両用研究」』（2016年7月27日）において、日本学術会議の1950年と1967年の声明を堅持すべきだと述べる一方で、「多くの国民は、現行憲法下で、個別的自衛権を容認し、自衛

隊の存在を認めている。そうであれば、研究者が、自衛目的に限定した装備に有効な基礎研究を行い、国家や国民の安全に貢献しようとするのを、学長が認めないのは適当ではないとも考える。」と述べています。これらの発言については、政府が国家の安全を維持し、もって国民の生命と財産を守るという「国家の安全保障」の考え方を盾とし、自衛目的という論理によって軍民両用研究を推進するものではないかという危惧を抱かざるを得ません。これまでの日本学術会議の意見表明の歴史を踏まえて、純粋に議論していただくためには、大西隆・日本学術会議会長は「委員会」の一員には加わらず、日本学術会議において、俯瞰的な立場で、本件について慎重に対応できる立場を保持されることを希望します。

3. 検討会における審議事項（想定される5項目）は、安全保障にかかわる研究資金の導入を前提とした論議に偏っており、その論議を行うこと自体が導入への布石となる危険性があると考えます。1950年、1967年に日本学術会議が表出した声明等を尊重して、軍事と学術との接近の危険性等について、慎重に論議を進めることを望みます。

4. 防衛省の研究費で行う研究成果の平時への活用を意味するデュアルユースの考え方は、文部科学省等の他の研究費で行う研究の非常事態への活用としてのデュアルユースに繋がる危険があると懸念します。最近までは防衛省の研究は公募されていなかったもので、特別に委託や補助を受けて行っていた研究者はそれが軍事研究に繋がる危険性を自覚しておこなわれていたと考えます。しかし、防衛省から研究の公募や研究費の増額が行われることになると、「平常時へのデュアルユースの意義」が強調されて、実は防衛・

軍事につながる研究であるということが研究者には不明確になり、また逆に、通常の他の研究費で行う研究が研究者の認知しないところでいつの間にか防衛・軍事にデュアルユースされる危険があることになると懸念します。このようなことが起こらないためにも、デュアルユースについては慎重な議論を望みます。

以上

(意見2)

Dual use 研究を積極的に推進しようという国の大きな流れが急速に高まり、その領域も宇宙開発など特定の領域から、拡大していくその流れのなかにあって、50年、67年声明が時代に合わないという理由だけで十分な議論が尽くされないまま、今回の防衛省の公募研究が始まっていることに危惧を覚えます。

宇宙開発などの国家プロジェクトと、今回の公募のような一般研究者を巻き込み、明確にエンドユーザーが防衛省である研究とは区別して日本学術会議でも議論していただきたいです。

委員会資料にもありましたように、意図しない軍事利用がありうる研究ではなく、軍事利用が目的のスピンオフとしての民生利用の研究とを区別しないで取り組むメンタリティを科学者は持つべきではないと思います。そのための行動規範は、今の、これからの時代にあった問題を見据えてあらたに作るべきだと思います。

現在、委員会でなんらかの結論をまとめてくださるとのことですが、こうした流れを追認しての動きに対応した学術会議としての主体的なアクションが遅かった、と思います。会員として反省します。

今回の防衛省の研究助成が、一般の研究者の研究を誘導し、ひいては研究室の研究を長期的に変質する危険はないか。それを避けるための規範はなにか。予想されない軍事利用と、予想可能な軍事利用といったレベルの差に応じた行動規範を検討する必要はないか。研究者は十分に理解するだけの教育を受けているか。また広く海外での取り組みを調べ、単に米国の模倣ではなく、十分にメリット、デメリットを検討し、日本での行動規範を作ろうとするアクションをとるべきではないか。

米国とは違い、被爆、敗戦を経験した日本だからこそ、行動規範について国民との開かれた対話をすべきだと思います。科学者コミュニティにだけでなく、国民に、そして世界に示して誇れるような行動規範を作るアクションを、日本学術会議はとっていくことを表明すべきだと思います。

また、私が所属するセンターでは、こうした日本学術会議での動きを踏まえて、理事長のお考えで、さっそく各専門からなるワーキング・グループを立ち上げて、枠組み作り、ガイドライン作りに向けた議論を開始することになったことを、ご報告いたします。

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 児童・思春期精神保健研究部
神尾陽子

(意見3)

結論として、1950年と1967年の日本学術会議の決議を再確認（再認識）すべきと思います。

「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わない」（1950年決議より）

「科学者自身の意図の如何に拘らず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当って、絶えずこのことについて戒心することが要請される。（中略）科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する」（1967年決議より）

これら日本学術会議の精神は、現在も何ら変わっていませんから、いま上記決議に対して何かを変更したり補足したりする必要はありません。

当時に比べて変わったとすれば、学問の発展によって、従来可能性がなかった分野でも「デュアルユース」が懸念されるようになってきたことですが、それは量的な変化であり、学術全体が質的に変わったわけではありません。
デュアルユースへの考え方は、すでに1967年決議に明記されていますので、そのままよいと思います。

たしかに世界情勢は上記決議の時代から変化していますが、不安定化した世界では、なおさら平和国家たる日本の学術界は軍事研究を放棄する姿勢を貫くべきです。

「安全保障技術研究推進制度」の公募が始まり、大学等から応募・採択があったことも事実ですが、それは単に防衛省・防衛装備庁の政策の1つであり、それに合わせて学術会議が理念や考え方を変える必要はありません。

また、防衛・安全保障は軍事と異なる、という見方があるかもしれませんが、往々にして、それらに境界はなく、むしろ、そのような言葉の言い換えが不幸な結果をもたらすことは、かつての日本の大陸侵攻や、ベトナム戦争、米国のイラク侵攻などが示しています。

軍事研究も防衛研究も、実際の中身はほとんど同じでしょう。また、学術の「グローバル化」と「軍事研究への関与」は、切り離して考えるべきであり、軍事研究の放棄が優先されるべきです。米国など海外の国々には、わが国の平和憲法の意味と日本の立場を理解してもらう必要があります。また、日本の研究者が気づいたら米軍からの経済的支援を受けていた、というようなことにならないよう、慎重に行動すべきでしょう。

学術会議の第二部は、生命科学を中心とした研究者から成っていますので、人の「命」

と「生」を守るための研究が基本です。そのような分野であっても、成果が悪用されれば生物兵器などの開発につながる可能性があります。

しかし、人の命を感染症から守るためのワクチン開発では、危険な病原体も使わなければなりません。そのような研究の際には、日本が「生物兵器禁止条約」や「化学兵器禁止条約」の締約国の1つであり、生物・化学兵器の開発、生産、貯蔵等を放棄していることを忘れてはなりません。いかにして生命科学の成果の悪用・スピンオフを防ぐか、知恵を絞る必要があります。少なくとも、生命科学研究と「安全保障技術研究推進制度」は相容れないと思います。

嶋田 透 東京大学 大学院農学生命科学研究科

（意見4）

1. 「軍事研究」の定義について

ファンディング組織により、事業の性質を判別すべきです。文科省をはじめ各府省の研究支援事業組織、あるいは各種諸団体や企業などの研究費支援組織は、そのファンディング組織が成果の所有者や利用者であり、目的とミッションを実現するためにK P Iの設定などの研究事業管理が厳しくなされます。

今回問題となっている「安全保障技術研究推進制度」は、実力組織の自衛隊を管轄し、軍事外交を所轄する防衛省の防衛整備庁が管理する事業で有り、国際的に見ても明らかに軍事研究であります。これをあいまいにすると、誤謬や偽造の議論に陥りやすくなります。

一方、憲法9条の多様な解釈や安全保障法の成立、および科学技術の多様で高度な発達の結果、軍事技術や軍事研究に対する価値観や対応が複雑になっていることは認めます。

2. 日本学術会議の態度と学問の自由について

軍事研究の協力を拒否する旨、国内外に表明すれば、平和的な学術外交が担保されます。日本の学術界を代表する日本学術会議は、すでに軍事研究への協力を拒否する旨、二度に亘り表明しており、その態度を参照しながら各研究機関も「大学憲章」などの形で表出して国際学術交流を推進しています。組織的な軍事研究への協力への抑止が重要かと思います。

一方で、研究グループや研究者個人の場合に、研究成果のデュアルユースが現実問題になり、軍事研究との接点が多様に広がります。私の場合、防衛大学校や防衛関連企業あるいは海外の防衛関係研究者との交流機会があります。その際、「学問の自由」が立ち居振る舞いの拠り所となっております。組織が学問の自由を担保することが重要です。

3. 「安全保障と学術」について

Food Security や Cyber Security など、Security (安全保障) の学術分野は急速に広がっており、狭義の軍事技術のみを安全保障技術と考えるのは、現実離れしていると思います。最近 20 年くらいの世界史では、食糧不足による暴動で政権転覆した例は数多く有り、食料安全保障が重要課題となっています。また、軍事的緊張の緩和、あるいは武装解除を進めるための学術研究や技術開発も必要かとおもいます。

そこで「安全保障と学術」に関する包括的な調査・議論と提案をおこなう専門委員会を開設したらいかがでしょうか。

澁澤 栄 東京農工大学大学院農学研究院

(意見 5)

大学、独法等に提案して、まずは本来の科学技術の進展を目指すものであるのなら、防衛省予算ではなく、文科省、経産省、厚労省予算などとするのも一案ではないか。

渡部終五 北里大学海洋生命科学部